

議 事 日 程

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 広瀬 守 克  | 2番  | 藤 橋 直 樹 |
| 3番  | 若 原 達 夫 | 4番  | 北 川 静 男 |
| 5番  | 関 谷 守 彦 | 6番  | 森 健 治   |
| 7番  | 森 清 一   | 8番  | 馬 淵 ひろし |
| 9番  | 松 野 貴 志 | 10番 | 今 木 啓一郎 |
| 11番 | 杉 原 克 巳 | 12番 | 棚 橋 敏 明 |
| 13番 | 庄 田 昭 人 | 14番 | 若 井 千 尋 |
| 15番 | 広 瀬 武 雄 | 16番 | 若 園 五 朗 |
| 17番 | 松 野 藤四郎 | 18番 | 藤 橋 礼 治 |

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

|                      |         |             |         |
|----------------------|---------|-------------|---------|
| 市 長                  | 森 和 之   | 副 市 長       | 梶 浦 要   |
| 教 育 長                | 服 部 照   | 企 画 部 長     | 磯 部 基 宏 |
| 総 務 部 長              | 石 田 博 文 | 市 民 部 長     | 臼 井 敏 明 |
| 巢 南 庁 舎<br>管 理 部 長   | 広 瀬 進 一 | 健 康 福 祉 部 長 | 佐 藤 彰 道 |
| 都 市 整 備 部 長          | 桑 原 秀 幸 | 環 境 水 道 部 長 | 矢 野 隆 博 |
| 教 育 委 員 会<br>事 務 局 長 | 佐 藤 雅 人 | 会 計 管 理 者   | 清 水 千 尋 |
| 監 査 委 員<br>事 務 局 長   | 今 木 浩 靖 |             |         |

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 久野秋広 | 書記 | 松島孝明 |
| 書記     | 河野和泉 |    |      |

## 開議の宣告

○議長（庄田昭人君） 本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

## 日程第1 一般質問

○議長（庄田昭人君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

15番 広瀬武雄君の発言を許します。

広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） ただいま議長より私の一般質問の発言許可をいただきましたが、御存じのとおり、私は現在体調不良であります。したがって、登壇することができなく、質問席で全てを質問させていただくことに議長の許可を求めるものでございます。

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君から、体調不良により、登壇でなく質問席での発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

○15番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、質問席にて一般質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、皆さん、改めましておはようございます。

先ほど来、議長よりお許しをいただきましたので、最初から終わりまでこの質問席で質問をさせていただくことをお許しいただきたいと思います。

私の質問通告は3項目にわたりまして、質問させていただくことになっております。その1点目は、現在の瑞穂市内における小・中学校におけるいじめ及び不登校の実態についてでございます。また、2番目は、学校選択制を導入する考え方についてお聞きしたいと思います。3番目は、最近新聞をにぎわしております山県市議会をはじめ、山県市の下水道部の官製談合を中心に、今朝も新聞に載っておりましたが、起訴されて60万の罰金という記事に遭遇しまして、老婆心ながら代表して下水道部長によりしく願いしたいと思います。

以上3点について質問をさせていただきますが、まず最初に1点目の瑞穂市の小・中学校におけるいじめ及び不登校の実態について質問をさせていただきます。

それぞれの学校ごとにいじめは何件あるとか、そういうことはどうも不都合のようでございますので、小学校7校で合計どれだけのいじめがあるか、またそれぞれの小・中学校でどれだけの不登校があるかについて答弁を求めるものでございます。

最初に教育長にお尋ねいたしますが、現在における瑞穂市の実態、いじめの実態、それから

不登校の実態について答弁を求めます。お願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） おはようございます。

では、まず市内のいじめの実態についてお答えいたします。

令和4年度ですが、いじめの認知件数につきましては、小学校で32件、中学校で16件となっております。令和3年度と比較しますと、小学校も中学校もほぼ同数となっており、大きな変化はございません。

また、この数字は、どの学校においても、たとえ軽微なことであっても本人がいじめと感じたことはいじめであるという認識の下の結果でありまして、一つ一つの事案に丁寧に対応するように、心がけております。以上でございます。

[15番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

既に御存じのとおりだと思いますが、文部科学省は10月3日、2022年度の問題行動及び不登校調査の結果を発表いたしました。それによりますと、まずいじめの認知件数の学校種別では、小学校が55万1,944件、中学校が11万1,404件、全学校数約3万6,400校の82.1%に当たる2万9,842校、約3万校でいじめを認知したとのことでございます。すなわち、児童・生徒1,000人当たりのいじめの認知件数は53.3件であったとのことであります。

また、30日以上欠席した不登校の児童・生徒は、10年連続増加となり、29万9,048人、約30万人ですね。過去最多となり、その実数を更新したとのことでございます。特に、ここ2年間の前年度からの増加幅が2割を超え、計約10万人と大幅に増加したとのことであります。

一方、地元の岐阜県につきましても、教育委員会は10月6日、やはり国と同じように2022年度児童・生徒の問題行動や不登校などの県内調査を発表いたしました。それによりますと、小・中学校のいじめの認知件数は6,094件、不登校生徒数は5,255人、前年比884人の増と7年連続で過去最多を更新したとのことでございます。暴力行為の発生は、前年度から2割ほど増え2,732件、小学生の児童間暴力が1,360件と顕著に多かったとのことでございます。生徒間の暴力は中学校でも同じように増えており、非常に懸念される現状かと考えるところでございます。

このように、国や県の実態の中、瑞穂市におけるいじめとかあるいは不登校の認知件数は、先ほど御発表いただいたとおりでございますが、あまり変わっていないとのことでございますが、国や県は7年連続とか10年前と比べて相当増えているとのことでございますが、瑞穂市は、再度質問いたしますが、あまり増えていない、あるいは現状維持程度だということ認識してよろしいでしょうか。再び教育長に御答弁をお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 先ほどお答えしましたように、令和3年度と令和4年度の比較ではほぼ横ばいということになっておりますので、そういった全国や国の傾向とは少し違っていると思います。これは、各学校の教員が子供たち一人一人に寄り添い、丁寧に指導している結果ではないかというふうに教育委員会としては捉えております。以上でございます。

[15番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） 丁寧に御指導いただいているとのことですが、あるデータによりますと、例えばアンケート調査において、いわゆる学校とか教育委員会のアンケートとその不登校になった生徒自身に対するアンケートを取りますと、相当な乖離があるということで、学校現場でいじめを過小に評価しているのではないかと、あるいは、いじめそのものを隠そうとするような懸念があるのではないかと、物の本に書いたり新聞には載っておりますが、瑞穂市の場合は必ずしもそうではないということが断言できるのでしょうか、もう一度お願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 瑞穂市においては、いじめとかに限らず、悩みも含めて年に5回程度アンケートを取っております。そのアンケートには、子供が書きやすいように、いじめに特化せずに学校での悩み事とか困り事とかを個人で書いて、なおかつその後で必ず個別に一人一人教育相談をしまして、そこに十分書き切れないこともあるかもしれないという、そういう認識の下で丁寧に相談をしている、そんなこともございます。

また、それからいじめについていいますと、なかなか先生が見ている前では発生しにくいところがあるんですが、最近の傾向でいいますと、周りの子供たちが教えてくれる、そういった件数も増えておりまして、傍観者ではなくて、いじめはよくないことだということで、ひょっとしたらいじめられているかもしれないという、そんな思いの下で学級担任に申し出る、そんな傾向も見られます。

また、いじめられた子の中には、学級担任に一番相談するといったような、そういった調査も出ておりますので、瑞穂市内におきましては、少しでも子供たちの気持ちに寄り添って、先生との信頼関係をつくって、声を上げやすい、そういった環境ができているのではないかと、うふうに判断をしております。

[15番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） 分かりました。

それでは、瑞穂市としていじめ、あるいは不登校対策として、先ほどの答弁から推測はでき

ますが、どのように対応してこられたのか、あるいは今後このいじめ、不登校を減らすためにどのような対策を考えていただいているのか、再度御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） では、まず最初にいじめの対応について行っていることとお話ししたいと思います。

まず、学校に対しては、様々な事案について、いじめの要素やいじめにつながる可能性があるのではないかといった意識でもって教職員が対応するように指導しております。

また、いじめの認知件数については、いじめによって傷ついている児童・生徒を救った数であるというふうに捉えて、教職員のいじめの認知に対する意識を高めるようにしております。

それから、いじめを認知した際ですけれども、幾つかのことを大事にしております。1つは、管理職を含めた関係職員による組織的な対応、また事実の正確な確認や記録、被害児童・生徒への心のケアや加害児童・生徒への自己の行為を見詰める指導と今後のサポート、保護者や地域との連携、状況によっては警察、中央子供相談センター、子ども支援課等の関係機関との連携、こういったことを実態に応じてきちっと行うような指導をしております。

今後も、今お話ししたいじめを認知した際の対応に加えて、未然防止ですね、教育相談体制の充実や関係機関との連携、家庭や地域との連携を図った人権教育の充実、児童・生徒や保護者を対象にした情報モラル教育の充実などのいじめの未然防止に努めていきたいと考えております。

それから、不登校に対する対応についてお答えいたします。

まず、各学校に対しては、長期的な不登校を出さないように、欠席が続いた場合には速やかに本人や保護者と面談を行うこと、また関係者とケース会を実施して、一人一人の実態に応じた対応を行うようにしております。それから、欠席が長期に続いている場合も、継続的に本人や保護者と教育相談を行い、その子の状況に応じて校内での教育支援センターへの登校、また適応指導教室、アジサイスクールですが、そこへの入室を働きかけるような指導をしております。

教育委員会としましては、今後も学校との連携を図りながら様々な対策を取っていききたいと考えております。1つ目は、個の実態に応じて生活や学習の支援を行い、社会的な自立を目指す適応指導教室の充実です。適応指導教室の内容について、今まで以上に保護者に丁寧に周知するとともに、例えばオンラインを活用したような支援も行っていきたいと考えております。

2つ目は、校内にある別室であれば学校に通うことができる、そういった児童・生徒を対象にした校内教育支援センターの環境整備です。個別の学習支援に対応するためのホワイトボードや落ち着いた生活ができるようにするためのパーティション等の設置など様々な環境面の充実を図っていきたいと思っております。

3つ目は、同じ悩みを抱える保護者の方が集まって、考えや思いを分かち合ったり、悩みを話し合う中で子育てのヒントを得たりする機会となることを目的とした不登校児童・生徒を持つ保護者の会、アジサイの会と呼んでおりますが、その継続的な開催です。

今後も教室や学校に行きづらさを感じる児童・生徒が安心して過ごせたり、児童・生徒一人一人が多様な学びができたりするような居場所づくりに向けて様々な支援をしっかりとしていきたいと考えております。以上でございます。

[15番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） 様々な対応をしていただいておりますが、御存じのとおり平成25年9月28日にいじめ防止対策推進法が施行され、現在もその法律が生きておるものと信じておりますと同時に、それを中心にいろいろな形で対策を考えていただいていることは当然のことだと思いますが、具体的にその中における学校におけるいじめの防止等の対策のための組織づくりということで、第22条に学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等に関するすなわちスクールソーシャルワーカーとかスクールロイヤー等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者より構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとなっておりますが、瑞穂市においては、防止等の対策のためにそういう組織を置いておられるのでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 各学校においては、いじめ等があった場合には、先ほど少しお話ししましたケース会というものを設けておまして、校長、教頭、担任、教育相談担当4教諭を含めた会で、どのようにその子に関わっていったらいいかということを検討する会を持っております。それに加えて、さらに対応が必要な場合には、スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーとか関係者の方に参集してもらって、いじめの対策の検討会を持つ組織は設置されております。以上です。

[15番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） 先ほどの答弁の中で、やはり学校への行きにくさ、あるいは居心地の悪さなどがいわゆる不登校の原因だという御認識もあるようですが、学校の居心地のよさを解決するにはどのようなことを具体的にしていっていいのか。それが結果として不登校児童や生徒を減らす要因になろうと思うわけですが、もう一言教育長に御答弁を求めます。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 子供たち一人一人が学校は楽しいと思うと、そういったような思いになることが何よりも大事でございますので、一人一人がまず自己肯定感を持って学校生活がで

きるような、そういった環境整備に学校は努めております。

それに加えて、居心地のよいということであると、仲間を大事にするということとございますので、例えばその子のよいところを見つけて仲間で評価し合う、そういった取組でありますとか、小学校でいうと、特にですが、ぽかぽか言葉を使うといったような、人の嫌がる言葉を発しないという、そういったような取組でありますとか、それから人権週間の中でひびきあい集会などを設けて、自分たちのこれまでの人権に関わるような取組を振り返って、今後の方向をさらに考えていくといったような様々な取組を通して、一人一人が居心地のよい学校生活、環境づくりに努めているところでございます。

[15番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） 居心地のよさとか、そういうことはちょっと緩い感覚かも知れませんが、やはり先生方が生徒に対して社会に出たらこれこれしかじかだとかというような、いろんなことを指導していく中で、それに対して抵抗感があったり、嫌になったりして自ら不登校になるケースもあろうかと思えます。

また、不登校理由は、実を言うといじめで不登校になるというようなデータは非常に少ないそうございまして、やはり学校側が上げる不登校理由は、無気力、不安が最多で、過半数を占めているそうございしますが、コロナ禍で学校や家庭の環境が変わり、生活リズムが崩れやすい状況が続いたためでもありますけれども、コロナ禍以前から増えておるのも実態でございまして、不登校がただ本人の無気力、不安の問題として処理されてはならないと思えます。子供の学習権を守るためには、やはり地方自治体を含め、必要な予算を惜しまずに、自治体や学校や専門家らと協力し合うことが当然必要であります。

また、先ほどの話に戻りますが、いわゆるいじめ防止対策推進法の中における一連を眺めてみますと、第14条いじめ問題対策連絡協議会、あるいは第16条、第17条等々が非常に重要な項目になっておりますが、それぞれ瑞穂市の教育委員会として、いじめになってしまったからのケアではなく、いじめを防止するための防御的な施策ということで、先ほど来いろいろ述べていただきましたが、このいじめ防止対策推進法は、約10年たちますけれども、結果として全国的にあまり効果が現れていないという評価も文部科学省のほうからあります。

しかし、瑞穂市においては、これを中心として何とか一人でも不登校生徒を減らすという、先ほど申し上げた条文などをもう一度よく読んでいただきながら、その対応を具体的にしていっていただくことを期待するものであります。もう一言教育長より御答弁をお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 議員がおっしゃられましたように、いじめのことでありますとか、不

登校のことをなくしていくということで、様々な法や防止的対策をとというようなことが掲げられております。大事なことは、私自身は、本当に子供一人一人に寄り添って、状況をよく見極めていくこと、それとともに教員1人ではなく、組織として対応していくこと、またそれから一過性に終わらずに継続していじめられた不登校の子にも関わっていくこと、そんな学校側の姿勢が大事ではないかなと思っておりますので、教育委員会としても、数が多い、少ないに関わらず、学校と連携を図りながら取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

[15番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） 今、1つ質問いたしますが、先ほど冒頭に令和3年度の小学校32件、中学校16件のいじめ計48件との発表をいただきましたが、不登校については、昨日の松野藤四郎議員のときに御答弁いただいておりますが、再度不登校についてはどれほどなのか、御答弁を願いたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） では、不登校の実態でございますが、令和4年度に不登校が理由で30日以上欠席した児童・生徒の数は、小学校が50名、中学校は97名、合わせて147名でございます。令和3年度と比較しますと、小学校で少し増加傾向にあります。また、中学校では、令和2年度から3年度にかけて増加し、令和3年度・4年度ではほぼ横ばいということで、これは全国や岐阜県と同様に、コロナ禍の影響もあるのではないかなというふうに分析をしております。以上でございます。

[15番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） もう一つ質問いたしますが、スクールロイヤーとかスクールソーシャルワーカー、この方々を利用していろいろ相談業務を行っていただいているようでございますが、この方々は常駐されているのか、必要な都度お越しいただいで相談業務に携わっていただいているのか、再度御答弁をお願いしたいと思います。部分的なことになりますが、よろしくをお願いします。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 専門的な方として、スクールロイヤーは、市のスクールロイヤーの方が見えますので、適宜相談に乗っていただいております。それから、スクールカウンセラーは、各中学校にお1人ずつお見えになりまして、市内の小学校も含めて訪問していただいておりますので、適宜相談に乗っていただいておりますし、スクールソーシャルワーカーについても、そういった状況が起きたときに相談に乗っていただいている、そんな状況でございます。

[15番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） いずれにいたしましても、このいじめ、あるいは不登校の問題は、あるいはいじめを減らす目標を持ちながら対応していただいていると思いますが、いわゆるこれは子供だけではなく、大人による実践が非常に重要だというふうに感ずるところもございます。

大人がまずその行為がなぜいじめに当たるかを学びながら、大人自分自身もいじめをせず、あるいは見て見ぬふりをせずに、正しい対処をするというような、そういう実践が必要になってくると思いますので、その辺も含めて、子供だけでなく大人にもそういう指導というようなものをよろしくお願ひしたいと思ひますし、最後に先生方が大変忙しいということはいじめを見逃している部分もあろうかと思ひますので、その辺もきちんといじめに対しては厳しく、隠すことなく、あるいはいじめかいかいじめでないかの非常に曖昧な場合は、逆にいじめと捉えながらその対策を講じていただくことを希望いたしまして、私のいじめ並びに不登校問題における質問を終了させていただきまして、次の学校選択制を導入する考え方はないのかということについて質問をさせていただきます。

先般の新聞によりますと、美濃市が学校選択制を導入したという記事が載っておりました。これを見て、瑞穂市はどうなのかなという瞬間的な考え方が湧きましたので、この問題を取り上げさせていただいたところでございます。

学校選択制は、瑞穂市におきましても、いろいろ調べておりますと、古い広報には平成25年度新入生になられるお子さんの保護者の皆さんへということで、入学する小学校の自由選択として、住所地によって指定される学校以外に入学を希望する学校、市内に限りますが、がある場合は申し出ることによって希望する学校に入学することができると。詳細については、就学時健診の際に学校から説明しますという記事が載っておりますと同時に、平成26年の広報には、就学指定校の変更ということで、住所によって就学する学校を指定していますが、保護者の申出があり、これを相当と認めた場合、就学指定校の変更ができますと、こういうふうになっております。現在は、広報ではなく、専門的に新1年生の父兄に対して、同じく健診のときに専門の冊子を渡して説明しているそうでございますが、いわゆる瑞穂市立小学校及び中学校の就学区域に関する規則というのを見ますと、その第3条でやはり特別の事情により指定された学校に就学することができないときは、就学予定者の保護者は施行令第8条の規定によって当該指定校の変更を教育委員会に申し出ることができるというふうになっております。

したがって、どちらかといいますと、平成25年度までは指定校選択制をしいていたけれども、平成26年度以降は特別な理由がない限りはあまり認められていないのではないかなという実態を感ずるところでございますが、その辺についての教育長からの答弁を求めたいと思ひます。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 学校選択制に関わってお話をしたいと思ひます。

学校選択制は、合併前の穂積町においては、就学区域の弾力的運用制度として平成12年度から実施をされました。この就学区域の弾力的運用制度は、瑞穂市となってからも継続されて、平成26年からは就学指定学校の変更制度という名称として、その内容は継続をして運用されております。

現在、特別な事情、例えばいじめへの対応、通学の利便性、部活動等学校独自の活動等により、保護者から申立てがあり、教育委員会がそれを認めた場合には、児童・生徒が就学する学校を変更することができます。この制度を活用して就学指定学校の変更をした児童・生徒は、ここ数年間ですが、年に20人から30人弱程度でお見えになります。以上でございます。

[15番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） そこで、非常に曖昧なんです、今の答弁は理解させていただきましたが、いわゆる特別な事情というのは、具体的にいじめ等があって、あそこの学校へ行くとまたいじめられるのでこっちの学校へ行きたいというような希望を申し出るということかなと、こういうふうに思っておりますが、美濃市の場合は、やはり同じようにいじめといった特別な事由があれば、転校はこれまでも可能だったようでございますけれども、さらに選択を制度化することで、内心や事情を先生に打ち明けなくてもよくなって、心の負担の緩和にもつながるというどうも目的があるようでございます。

また、美濃市の教育長は、制度導入の目的については、子供の希望や保護者の事情に向き合い、自己決定を尊重するのが狙いだということを語られておるようでございます。いわゆる自分で何とかする力を育むという大きな取組が今回の美濃市における学校選択制導入というその看板を掲げた目的だそうでございますが、瑞穂市としましても、その辺のところ非常に曖昧というとおかしいんですが、例えば、これも以前申し上げたんですが、生津小学校は英語教育に力を入れていると。私の住んでいる生津小学校にそんなに遠くないと。だから本来本田小へ、例えば具体的な例ですが、行くべきところを生津小に変えてもらえないかというような、そういう事例があるとすれば、それは特別な事情なのか、一般的な事情なのか、あるいは受け入れられる事情なのか、この辺のところ非常に曖昧であるような気がいたします。

また、指定校制度で、現在住んでいるところの指定校というとおかしいんですが、範囲内では、ここの穂積小学校だ、あなたはと言われていても、少し距離が遠いと。もう少し近い距離に行くべき学校があるんで、そっちに変えてもらえないかというような事情がある場合、それは特別な事情になるのか、普通の事情になるのか、あるいはそれを教育委員会で審査して、認めていくべきなのか、あるいは認めない方向に持って行くのかというような非常に曖昧なところがあるかと思いますが、その辺の受け止め方はどんなふうになっているのか、御答弁を求めます。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 今少し具体的な例でお話をされましたが、例えば通学の距離が近いのでそちらのほうにといった場合には、先ほどお話しした通学の利便性ということで認める相当の理由になると思いますし、生津小で英語の教育を受けたいということであれば、部活動等学校独自の活動で相当と当たると思っていますので、今の制度で十分対応していけるというふうを考えております。

[15番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） 今の制度で対応ができるということは、先ほど来、私が申し上げるように、例えば、指定校制度がしかれていたとしても、申出があれば、生津なら生津小学校へ行っていただいてもいいですよという、どちらかという緩いというか、抜き差しならない理由ではない理由でも認めていただけるという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） そのとおりでございます。

[15番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） そうしたら、今後この学校選択制についてを周知徹底していただくには、新1年生になられるお子さんの保護者の皆さんだけでなく、全市民にそういうことを周知徹底されることを希望するものでございますが、その辺はどのようにお考えいただいているでしょうか、もう一度お願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 就学指定学校の変更につきましては、小学校1年生、中学校1年生の保護者については、入学説明会の際に文書をお配りして説明をしておりますし、それ以外の在校生の保護者の方にも、年に複数回、こういった制度があって使うことができますよというような文書を配付して同様に周知しておりますので、引き続きそのように行ってまいりたいと思います。

[15番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） それでは、この学校選択制についての質問を終わりにして、次に、通告に従いまして質問させていただきますが、最近、新聞をにぎわしておりますのが、山県市における水道工事をめぐっての市職員が特定業者が有利になるような情報を漏らしたなどとされる事件で、これを官製談合防止法違反などの疑いで逮捕されたとの記事が載っておりました。

これを参考にしたわけではありませんが、最近瑞穂市も下水道事業に費やす予算は膨大であ

るし、これからも長丁場であろうということで、瑞穂市は大丈夫かなという老婆心ながらの発想が湧いたわけでございます。決して下水道課だけの問題ではなく、各部に及ぶのが官製談合の防止策についてとなりますが、時間の都合上、あるいは今申しましたように下水道の関係が非常に最近市民の間でも関心が深いために、たまたま下水道部長に通告させていただいたところでございますが、瑞穂市において当然のことながらこのような事件が発生してはならないことは当たり前のことであります。

しかし、明日は我が身で、どこでどのようなことでそういうことが起きるか分かりません。先ほど申しましたように、これから長期間にわたって相当な予算をもって実行されていく下水道事業は大丈夫かなと、この新聞を眺めながら思うのが当然かも分かりませんし、心配し過ぎだと言われるかも分かりませんが、不安を感じながらも老婆心ながらたまたま下水道部長を指定いたしましたけれども、下水道部としてはどのような対策を取られながら慎重に臨んでおられるのか、部長より御答弁を願いたいと思います。

○議長（庄田昭人君） この件は総務部でありますので、総務部長から答えていただきたいと思  
います。

石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 議員の御質問にお答えいたします。

法令遵守の点からの答弁とさせていただきます。

議員が御指摘のとおり、官製談合はあってはならないものです。今後、下水道事業がますます進んでいくと不安も感じますとのことですが、何よりも大切なのは、職員一人一人がしっかりとしたモラルを持つことであると思  
います。

市では、日頃より法令遵守につきまして、機会を捉えて職員へ周知徹底を行っております。官製談合に限らず、今後も法令遵守徹底のため、コンプライアンス研修など必要な方策を講じていきたいと考えております。以上でございます。

〔15番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） 職員一人一人のモラルが大切だということは当然のこと  
でございますが、山口市においてもそういうことではなかったかなと思  
います。

しかしながら発生してしまったということで、何をやっても、あるいは何を徹底していても、起こるべきときは起こるということ  
でございますので、瑞穂市においては絶対にそういうことがない  
と信じておりますが、よりこの記事を参考に、再度徹底を強化されていくことを期待  
いたします。

また、最後になりますが、通告で下水道部長となっておりましたが、答弁は総務部長  
となりましたことに対しておわび申し上げなければなりません、通告時において、い  
わゆる議会運

営委員会でこれを承認されているわけですね。だから、議会運営委員会では、下水道部長じゃなくて総務部長だよという修正案を私に求めるべきではなかったかなということは今、直感的に思うところでございますが、その辺のところを議会運営委員会で審査機能を持っておりますので、何も言われなかったがためにそのまま質問をさせていただいたことを御理解いただきたいと思います。もちろん、総務部はそういうことについて対応していただいていることは承知の上で、あえて下水道部長を指名したということでございますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

とにもかくにも、官製談合などが行われぬように、またそういう疑問を抱かれぬように。ちまたを回っておりますと、水道管の工事などは何か同じ業者がいつもやっているなあという思いも実はあります。大丈夫かなという、先ほど申しました老婆心ながら懸念を持つことがあります。このような質問となりましたことを御理解いただきたいと思いますが、今朝の新聞にも載っておりましたが、その方々はどうも60万円の罰金という判定が下ったようでございますが、ぜひひとつ、これから長丁場でございますが、下水道のほう、その他各部におきましてそういうことがないように、もう一度気を引き締めていただくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

以上、ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 15番 広瀬武雄君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午前9時50分

再開 午前10時00分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番 北川静男君の発言を許します。

北川静男君。

○4番（北川静男君） おはようございます。

議席番号4番、創緑会、北川静男でございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告書に従い質問させていただきます。

今定例会一般質問、最後の質問者となりますが、よろしく願いいたします。

また、傍聴者の方、お忙しいところ傍聴に来ていただきありがとうございます。

本日、私のほうからは区画整理事業について、西部環状線についての2点を質問させていただきます。

これよりは、質問席において質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

1つ目の区画整理事業について質問させていただきます。

横屋まちづくりを検討するために、平成29年11月に横屋まちづくり委員会を結成し、平成30

年11月に横屋地区地権者を対象に、土地区画整理事業の検討を行うための意向調査に関する説明会を開催しました。平成31年には、瑞穂市へ技術援助申請を行うとともに、事業の具体的な検討を進めるために、横屋第一土地区画整理事業準備委員会を発足し、認可に向け進めてまいりました。

本地区は樽見鉄道横屋駅に隣接した約15.4ヘクタールの地区であり、交通利便性が高い地域である。地区全域の用途地域は、第1種中高層住居専用地域に指定されています。地区中央部及び南部は、無秩序な開発によりスプロール化が進んでおり、地区北部及び東部は狭隘道路による緊急車両の進入が困難な状況であるため、計画的な土地利用への誘導が必要であります。

このような状況の中、土地区画整理事業を実施し、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図り、樽見鉄道横屋駅を核とした良好な居住環境の整備を進めることを目的として立ち上げ、最終的に令和5年11月22日に設立認可申請の許可を瑞穂市よりいただき、11月26日に組合設立総会を開催する運びとなりました。

瑞穂市では、過去に馬場・生津地区が町施行で、犀川堤外地地区が組合施行として行われ、横屋地区が3例目となります。過去にも何回も区画整理事業について一般質問がされてきましたが、今回横屋地区での区画整理事業が認可されましたので、いろいろ質問させていただきます。

まず土地区画整理法において、認可権者とは、土地区画整理事業の施行の認可をする権限を有する者であり、地方自治法252条の19による市長が認可権者となると定めています。土地区画整理法における認可権者は、土地区画整理事業が公益にかなうように適正かつ円滑に実施されるように努める責務を負い、区画整理事業の公益性と適正性の確保のために重要な役割を担うと思われま

す。横屋地区の事業認可者として、事業の目的を達成するために必要な措置や公益性と適正性の確保についての展望についてお伺いいたします。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） おはようございます。

横屋地区の区画整理事業につきましては、横屋第一土地区画整理事業準備委員会発足当初より市職員も会議に出席し、公共施設の管理者として道路計画など助言を行ってまいりました。

認可された計画において、全てではありませんが、市としての助言などを取り込んだ内容となっており、その計画が先月26日の総会において権利者などの方々から了承されたものと考えております。

土地区画整理法123条第1項にもありますように、市が組合に対し土地区画整理事業の施行の促進を図るため必要な勧告、助言もしくは援助することができるようになっており、一般的な監督を行うことが規定されております。市としましても、この計画に対し促進を図るための必要

な勧告、助言、瑞穂市土地区画整理事業助成要綱に基づいた援助を横屋地区のまちづくりのため行ってまいりたいと思います。

[4番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ありがとうございます。

令和4年3月16日の一般質問において、都市整備部長は答弁で、「活力ある社会形成と安全で豊かな生活を可能とするまちづくりが期待される土地区画整理事業は、まちづくりの有効な手段であると考えております。今後も組合施行による事業には、瑞穂市土地区画整理事業助成要綱に基づいた助成を図っていきたいと考えております。」と答弁されましたが、助成金増額のための助成要綱の見直しを検討される考えがあるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 11月22日に認可をしました事業計画につきましては、計画策定時から準備委員会へ瑞穂市土地区画整理事業助成要綱に基づく市からの支援についての説明を踏まえ作成された資金計画が示されております。

その資金計画には、この要綱に基づき算出された市の補助金額による予算が計上されており、それらを含む事業計画により事業運営の状況を確認した上で認可を行っておりますので、増額に関する要綱の見直しは考えておりません。しかしながら、今後、人件費や資材費の変動などに伴う助成額の変更はあると考えております。

[4番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ありがとうございます。

区画整理事業を行う側としましては、少しでも減歩率を下げるために、市からの助成金を増やしていただきたいと思います。そのためには、市助成要綱の見直しをお願いしたいものであります。ただし、先ほど答弁いただいたように物価高騰とかで変更の余地はあるということでもありますので、それに期待したいと思います。

続きまして、横屋土地区画整理事業計画に記載のある樽見鉄道横屋駅の整備や駅前広場の整備について、整備時期や費用、樽見鉄道との協議など今後の展望をお聞きしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 樽見鉄道株式会社へは、前回の区画整理事業計画時に横屋駅や駅前広場などの事前打合せを行ってございました。しかしながら、前回の区画整理事業計画の同意を得ることができなかつたときから現在まで、樽見鉄道株式会社との調整は中断してございました。このたび、瑞穂市横屋第一土地区画整理組合が設立認可されましたので、再度調整を行っていく予定となっております。

駅や駅前広場の整備時期や費用などに関しましては、土地区画整理の進捗状況を含め、今後の協議の中で進めていくものと考えております。

[4 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 北川静男君。

○4 番（北川静男君） ありがとうございます。

早急に樽見鉄道と協議をしていただきたいと思います。

続きまして、土地区画整理事業により、まちづくりの推進に伴う水害など自然災害への備えなど、瑞穂市の取組方策についてお尋ねします。また、遊水池を市の管理事業として行っていないかお伺いしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 土地区画整理事業は、事業地内の土地利用形態を変更し、宅地化を進める事業となっております。そのため、事業計画に基づき宅地化された場合に、今まで一時的に水田などで貯水されていた水量が減り、即時に水路へ流出されることとなります。調整池は、それを抑制するために必要な施設として事業計画で位置づけられており、土地区画整理事業として計画どおり一体的に施工される施設であると考えております。

[4 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 北川静男君。

○4 番（北川静男君） ありがとうございます。

それでは、瑞穂市では現在、第1期下水道事業が行われていますが、横屋区画整理事業の際、道路拡幅のときに合わせて下水道本管の埋設工事を行っていただけないか、お尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 改めまして、おはようございます。

横屋地区の区画整理区域につきましては、現在、下水道事業計画区域外となっており、下水道整備を行うためには下水道法第4条の事業計画区域に位置づける必要があります。

今後、岐阜県の木曾川及び長良川流域別下水道整備総合計画の見直しとの整合を図るため、瑞穂市公共下水道全体計画の見直しを令和6年度から7年度に行い、その中で第2期事業計画区域の検討を行う予定であります。

公共下水道の未整備区域で区画整理事業が行われる場合、道路整備と同時に下水道などのインフラ整備を行うことが効率的だと考えており、横屋地区の区画整理事業の計画をお話を聞いたときから、次期事業計画区域に位置づけできないか検討しています。

そのため、来年度からの全体計画の見直しの中で、区画整理事業とのスケジュールとの調整、第1期事業計画区域からの距離、あと整備効果、財政措置の観点などから第2期事業計画区域

に位置づけできないか検討を行っていきたいと考えております。以上です。

[4番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ありがとうございます。

いい返事をいただきありがとうございます。

区画整理事業では、400区画分の分譲地を確保しますが、家が建つと合併浄化槽が設置され、新築間もない家に下水道に接続してとお願いしても、なかなかよい返事がいただけないと思います。下水道への接続率を高め、下水道使用料も高めるために、できましたら2期工事で横屋地区を繰り入れていただきますようによろしく願いいたします。

続きまして、瑞穂市では技術者が不足している感があります。職員を全国まちづくり区画整理協会主催のセミナーとか建設大学校など参加させてスキルアップしていただくのも一手だと考えますが、いかがなものでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 議員御紹介のまちづくり区画整理協会主催のセミナーには、ここ数年、都市整備部の職員も受講しております。

また、今年度も用地測量研修や建設発生土の指定利用などの促進に向けた研修、交通安全施設など技術研修など、業務の変化に対応すべく多種にわたり研修会に参加し、業務に生かしておるところでございます。

[4番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ありがとうございます。

いろいろ研修されているようですけれども、できましたら先進地域への視察も併せて、区画整理事業についてもっと極めていただきたいと思います。

続きまして、今回の区画整理事業で400世帯分の分譲地を確保する予定ですが、実際は、保留地150区画で、それから民有地300区画の450区画であります。それに係数を掛けて400区画として対外的には公示しております。

仮に区画が完売した場合、若年層の転入があるかと想定されます。その際、南保育所、南小学校の教室不足等が不安視されます。特に南小学校では、現状では拡張する土地も手狭でありません。市の今後の計画等をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 横屋地区の区画整理事業に伴う園児及び児童・生徒増加への対応につきましては、今後、区画整理事業計画のスケジュールや進捗状況を注視しながら、併せて南小学校区内の人口動態や住宅建設情報などを十分に把握した上で、庁内各課と連携を

図り、児童・生徒数や学級数の将来予測を行い、教室不足を招かないよう校舎増築も検討材料に加えて、良好な教育環境の整備に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。

[4番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ありがとうございます。

保育所、小学校の問題ですので、早急に検討を進めていただきたいと思います。

区画整理事業を行うことにより、人口増加につながり、自主財源である固定資産税、住民税等が大幅に増加します。夢のあるまちづくりを目指す、今回の土地区画整理事業が成功するよう最大の支援をお願いしたいと思います。また、区画整理事業には商業施設の誘致も必要不可欠となってまいりますので、下吹地区の開発もお願いしたいと思います。

それでは、次の質問の西部環状線の質問に移らせていただきます。

前都市整備部長のときに、西部環状線について質問した際、古橋の遊水池事業を優先的にを行い、西部環状線は10年凍結の答弁をいただきましたが、用地確保のために質問させていただきます。

まず、西部環状線の今後の計画についてお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 西部環状道路と現在進めております古橋遊水池整備工事は、揖斐川堤防道路沿いの部分で重複することもあり、古橋地内で毎年発生する道路冠水や住宅密集地での浸水被害の発生防止を目的に優先的に施行し、内水排除対策を進めているところです。

道路の整備につきましては、近接する一級河川宝江川の河川改修計画が長良川流域における総合的な治水対策プランにおいて長期整備計画に位置づけられており、詳細な改修計画が決定していませんので、それに付随する西部環状道路整備は今のところ見込みは立っていない状況となっております。

[4番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） それでは、現在東亜運輸の西に老人ホームが建設され、さらに西の宝江川までの土地が売り地の看板が今立っていますが、行政区域としては横屋と西結にまたがっています。土地が売れますと道路ができなくなります。前倒しでもよいので、安八町と協議して土地の確保が必要かと思われそうですが、市の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 議員が言われます土地については、先ほど述べたように、近接する一級河川宝江川の河川改修計画がまだ着手されておらず、詳細な計画は示されておられません。その計画に伴い、環状道路や東海道本線の立体交差の位置の問題など、事業費も含め当市

や安八町と協議を進めていくものと考えております。

通常の道路改良でもそうですが、道路線形を決め、詳細設計、丈量測量を行い、必要な土地を取得し、整備を行っていくこととなりますので、詳細設計ができていない状態での買収は行うことはできません。

今後も宝江川の改修が早期に着手され、多くの問題解決の協議を行うことができるよう、安八町と瑞穂市での単独要望や2市町で組織します宝江川改修促進期成同盟会にて、大垣と岐阜の両土木事務所へ要望を行っていきますので、御理解をいただきたいと思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ありがとうございます。

早急に土木事務所へ要望していただいて、あそこに一部調整区域のところもありますので、家は建たないかもしれませんが、駐車場の話も出ておりますものですから、何とか売られた土地を買い戻すんじゃないしに、先に用地を確保していただきますようお願いいたします。

それと同時に、先日JRと樽見鉄道間の交通量をチェックしてまいりましたが、この時点は古橋地区、西部環状線、揖斐川堤防の合流地点となり、非常に危険な状態です。交通量緩和策、並びにここの地点は大垣商業高校の生徒さんの通学路になっております。そのため人身事故に発展しかねない状態ですものですから、自転車道の設置を安八町に働きかけていただいて設置していただくようお願いしたいと思います。

簡単ではありますが、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 4番 北川静男君の質問を終わります。

---

#### 散会の宣告

○議長（庄田昭人君） 以上で本日に予定をしていました一般質問は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午前10時24分